

## 札幌市森林整備事業補助金交付実施要領

令和3年（2021年）5月12日建設局長決裁  
一部改正 令和6年（2024年）7月4日みどりの管理担当部長決裁

### （趣旨）

第1条 この要領は、札幌市森林整備事業補助金交付要綱（令和3年5月12日付け建設局長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （数値基準）

第2条 各数値は下記のとおり扱う。

#### （1）測定方法

- ア 面積 水平距離により扱う。
- イ 延長 水平距離により扱う。
- ウ 各種図 水平距離により作成する。

#### （2）端数処理

- ア 面積はヘクタール単位とし、小数第三位以下は切り捨てる。
- イ 延長はメートル単位とし、小数点以下は切り捨てる。
- ウ ヘクタール当たり材積は立方メートル単位とし、小数第二位以下は切り捨てる。
- エ 等高線間距離はメートル単位とし、小数点第三位以下は切り捨てる。
- オ 斜度は度単位とし、小数点以下は切り捨てる。
- カ 補助金の額は、千円未満を切り捨てる。
- キ 計算過程における数値は、アからオまでについては各数値基準より小数の位を1増やして切り捨て、カについては1円未満を切り捨てる。

### （申請者）

第3条 森林所有者から間伐又は森林作業道整備の委託を受けた者が本補助金を申請する場合は、その委託関係を証明する契約書等の写しのほか、補助申請手続き及び補助金の受領に関する委任状（様式ア）を札幌市に提出するものとする。また、当該申請者は、森林所有者に対して、本補助金の申請内容を事前に説明するとともに、補助金額の決定・確定内容等、札幌市からの通知についても速やかに報告するものとする。

### （事業計画）

第4条 申請者は、本補助対象事業の遂行に当たって、森林の健全な育成と資源の持続可能な活用を目指した森づくりにより、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的に、効率的・効果的な事業計画を立て、最少の費用で最大の効果を挙げるように努めるものとする。

2 補助対象事業が森林経営計画等に基づかない場合は、申請者は、森林経営計画に代わる森林整備の計画書として、森づくり計画書（様式イ）を札幌市に提出するものとする。

(補助金交付申請及び事業実績報告に添付する関係書類)

第5条 要綱第4条第1項及び要綱第7条第1項に規定する関係書類は、別表ア及び市長が指示するものとする。

(補助対象額及び補助金額の算定)

第6条 補助対象額及び補助金額の算定については、要綱に規定する内容のほか、別表イのとおりとする。

2 別表イ(2)(3)における札幌市が算出する「標準額」について、要綱第5条第1項の交付決定後に標準単価の更新等があった場合は、要綱第8条における補助金の確定時点で札幌市が算出する標準額を適用する。

(現地調査の協力)

第7条 札幌市が、交付申請の審査や途中検査、事業完了後の検査等のために現地調査を行う場合、申請者は札幌市の求めに応じて現地案内等に協力するものとする。

(間伐率の緩和)

第8条 間伐の伐採率の上限について、市長が認めた場合は、本数率を25%に、材積率を30%にそれぞれ緩和することができるものとする。ただし、以下の全ての条件を満たしている場合に限るものとする。

- (1) 林齢が60年を超えている森林、又は森林経営計画に基づく場合で標準伐期齢の2倍を超えている森林であること
- (2) 事業実施年から起算して過去20年以上間伐の履歴がない森林であること
- (3) 間伐による生態系への影響が少なく、また風倒木が発生する可能性が低いこと。

(札幌市又は北海道若しくは国の補助金)

第9条 要綱別表1(2)(3)(4)における「札幌市又は北海道若しくは国の補助金」とは、下記のいずれかとする。

- (1) 本補助金（札幌市森林整備事業補助金）
  - (2) 北海道又は国の森林整備に係る補助金のうち、森林・山村多面的機能発揮対策支援事業補助金を除くもの
- 2 前項の補助金は交付を受ける予定のものも含むが、交付を受けなくなった場合は、要綱別表1(3)(4)の補助金（既に交付済みのものを含む）を交付対象外とする。

(実施基準)

第10条 各補助対象事業は、「生物多様性の保全に配慮した森林整備事業の手引き」（北海道、平成24年1月作成）を遵守するとともに、以下のとおり実施しなければならない。

- (1) 森林調査

経営管理実施権配分計画（以下「当該計画」という。）のうち、調査を行わない箇所がある場合、又は、当該計画を定めた森林と一体的に森林経営計画を作成するため当該計画を定めて

いない市内の森林区域とをあわせて調査する場合は、現地の立木にテープを巻くなど調査範囲が明らかとなるように表示すること。

(2) 間伐

ア 間伐の実施に当たっては、固定標準地を設定し標準地調査野帳を作成すること。

(ア) 固定標準地は、原則林相の異なる区域ごとに1箇所当たり20メートル×20メートル以

上の規模で設定するとともに、外周の四隅を標識テープ等により明示すること。

なお、同一の林相であっても、固定標準地は、精度の向上を図るため、次の基準に応じた箇所数以上を設定すること。

施行地面積規模	設定箇所数
3ヘクタール未満	1箇所以上
3ヘクタール～10ヘクタール未満	2箇所以上
10ヘクタール以上	3箇所以上

(イ) 標準地調査野帳では樹木ごとに、胸高直径、樹高、立木材積、伐採の有無、枯損の有無を記載すること

イ 伐採木について

(ア) 搬出材積は、不良木及び不用木を問わず搬出された素材材積とする。

なお、林地未利用材の有効活用の促進を図るために枝葉や追い上げ材等を搬出材積に含める場合は、「枝葉及び追い上げ材等の形状が不揃いな木質バイオマスの材積の換算率について」（平成27年2月16日付け林業木材第1329号水産林務部林務局林業木材課長通知）に基づくものとする。ただし、末木枝条等の搬出材積に占める割合は、20%を上回らないものとする。

(イ) 伐採木の枝払い玉切り等については、次の事項を考慮して、必要に応じて実施すること。

① 病害虫の発生のおそれの有無（特に、直径10センチメートル以上のものについては虫害の発生防止に留意した作業を行うものとする。なお、ここでいう直径とは、玉切りする元口の直径とする。）

② 労務者の伐木作業上の支障（危険性）の有無

③ 伐倒木の早期乾燥・自然還元の達成の可否

ウ 伐採木、枝条等を林内に残置する場合は、流木や病虫害等の発生の予防に努め、沢地や道路周辺に放置しないものとし、林外に搬出する場合は、土砂の流出、河川の汚濁等が生じないよう十分配慮すること。

エ 気象害等の被害を受けた木については、二次災害や病害虫の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から被害木除去又は被害木等の搬出を行うことができる。

オ 要綱別表1(2)の「1 施行地」とは、森林所有者毎の森林面積（間伐実施面積）で判断するものではなく、原則として接続する区域とし、公道、林道、森林作業道、谷、防火帯、森林所有境界等により、やむを得ず分断された区域も含む。

カ 1ヘクタール当たりの平均搬出材積が10立方メートル未満となる間伐において、玉切り及び枝払いを実施する場合は、次によるものとする。

(ア) 玉切り及び枝払いのそれぞれについて、伐採木本数の概ね80%以上実施しているこ

と。

(イ) 元口直径10センチメートル以上のものについては、玉切りを実施していること。

キ 補助対象要件となっている伐採率にカウントする基準

(ア) 人工林に侵入した植栽木以外の樹木（侵入木）であっても、植栽木と併せて針広混交林の造成を目指し育成していく場合は、森林所有者の森林の育成方針を明確にするため、森林経営計画の森林経営に関する長期の方針並びに森林の現況及び伐採計画等の小班の摘要欄にその旨を明記すること。

森林経営計画の認定を受けていない場合等は、森づくり計画書に明記すること。

(イ) 天然林で、伐採率にカウントできる木の胸高直径は6センチメートル以上とする。

(ウ) 天然林における伐採対象木は、立て木（樹幹が通直で枝下高が4メートル以上あり、着葉量も多くかつ上層林冠を形成しているもの）の育成の支障となる林木、あばれ木、被害木、過熟木及び形質不良木等とする。

(3) 森林作業道整備

ア 森林作業道作設指針の適合

森林作業道整備に当たっては、以下に定めるほか、「北海道森林作業道作設指針」（平成23年3月31日森整第1219号）及び「森林整備事業に係る森林作業道実施基準」（平成25年3月14日森整第1251号）の第2項と第3項（(1)伐開、(6)ア法勾配、(9)エ起点制札、標柱を除き、(10)のうち「各（総合）振興局」を「札幌市」に読み替える。）に原則適合すること。

イ 構造・規格

(ア) 路体

掘削の範囲は、林野庁が作成した森林作業道作設ガイドライン（平成27年度版）の図を参考とし、路体の表層については、地山と盛土を区別せずに一体的に掘削して締固めること。

(イ) 残土、伐採木

切土・盛土量の均衡に努めてもなお生じた残土は、流出や河川の汚濁等が生じないよう十分配慮して処理すること。

伐開による伐採木、枝条等を林内に残置する場合は、流木や病虫害等の発生の予防に努め、沢地や道路周辺に放置しないものとし、林外に搬出する場合は、土砂の流出、河川の汚濁等が生じないよう十分配慮すること。

ウ 伐開

(ア) 立木蓄積は、森林調査簿に基づくものとする。

(イ) 同一の施行地内において伐開面積が間伐面積の半数を超える場合は、伐開による搬出木と間伐による搬出木を基本的に分けて集積・集計することとする。現場環境や作業工程上、分けることが困難である場合は、札幌市が伐開面積と間伐面積の比に応じて搬出材積を按分し、間伐の搬出材積を算出するものとする。

(4) 林業機械レンタル

ア レンタル期間は必要最低限の日数とすること。

イ 林業機械の選択に当たっては、作業効率のほかレンタル料（回送費含む）も考慮し、補助対象額の低減に努めること。

ウ 当該林業機械を本補助制度の対象外である他の森林等においても使用しようとする場合  
は、速やかに市長と協議し、許可を得なければならない。

(写真)

第11条 補助金を交付申請するすべての事業内容について、別表ウのとおり写真を提出することと  
する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。